

平成 24 年 11 月 5 日

受益者の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

**「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド(愛称:りそな ペア・ハイ インカム)」**  
**信託約款の変更(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド(愛称:りそな ペア・ハイ インカム)」(以下、「本ファンド」といいます。)につきまして、平成 24 年 12 月 12 日付で、下記の通り信託約款の変更(変更適用日は平成 25 年 1 月 7 日)を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

このたびの信託約款の変更は、本ファンドが投資する投資信託証券の見直しに伴うものであり、本ファンドの投資態度等において実質的な変更はございません。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

**1. 変更の内容**

本ファンドは、主として米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券と欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券に投資する、ファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行っております。このうち米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券の入れ替えを以下の通り行います。また組入れ投資信託証券を、指定投資信託証券として信託約款の付表に記載いたします。なお、変更適用日より順次入れ替え、完了までの期間は「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」に引き続き投資します。

**①組入れから除外する投資信託証券**名 称: イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)

信託報酬: 純資産総額に対して年率 0.735%(税抜 0.70%)

参考指数: BofA メリルリンチ・US ハイイールド・インデックス(BB) × 70% + 同インデックス(B) × 30%

**②新たに組入れる投資信託証券**名 称: TCW ファンズ-MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド(X) シェアクラス)

運用会社: TCW インベストメント・マネジメント・カンパニー

設 定 日: 平成 25 年 1 月 9 日(予定)

基本方針: 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンを最大化を目指して運用を行います。

信託報酬: 純資産総額に対して年率 0.70%

ベンチマーク: バークレイズ US コーポレート・ハイ・イールド・インデックス 2%イシューアール・キャップ

※新たに組入れる投資信託証券の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

## 2. 変更の理由

弊社は、インデックス(ベンチマーク/参考指数)の異なる投資信託証券への入れ替えにより、より広範なポートフォリオの組成と米国のハイイールド市場での更なる投資機会の獲得、またそれに基づくパフォーマンス享受の機会を拡大することが投資家の利益に資すると判断したため、この度の変更を行うことにいたしました。

## 3. 信託約款変更の日程および手続きの概要

①法定公告日 (日本経済新聞の朝刊に掲載)	平成 24 年 11 月 5 日
②異議申立期間	平成 24 年 11 月 5 日～平成 24 年 12 月 5 日
③信託約款変更日(予定)	平成 24 年 12 月 12 日 (平成 25 年 1 月 7 日より適用予定)

信託約款変更にご同意いただけない場合には、前記の異議申立期間内に、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。詳しくは、後記「4. 異議申立ての方法」をご参照ください。

**なお、この変更にご同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。**

当該期間内に、異議のお申立てのあった受益者の受益権口数の合計が、平成 24 年 11 月 5 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り平成 24 年 12 月 12 日に信託約款変更を行います。この場合、異議のお申立てをされた受益者は、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって買い取るよう受託銀行に請求することができます。詳しくは、後記「5. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて」をご参照ください。

なお、異議のお申立てのあった受益者の受益権口数の合計が、平成 24 年 11 月 5 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合には、信託約款変更は行いません。この場合、法定公告および書面にて受益者の皆さまにお知らせいたします。

#### 4. 異議申立ての方法

信託約款変更にご同意いただけない受益者の方は、異議申立てを行うことができます。なお、異議申立ては、平成 24 年 11 月 5 日現在の本ファンドにかかる受益権を有する受益者が、当該受益権について行えるものとし、平成 24 年 12 月 5 日(同日弊社到着分まで有効)を申立期限とします。

##### <異議申立手続き>

はがきまたは封書に後記の必要事項をご記入いただきご郵送ください。

異議申立書面の送付宛先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号 日比谷ダイビル 20 階  
アムンディ・ジャパン株式会社 商品業務部

ご記入いただく内容

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 捺印(取扱販売会社へのお届け印に限ります。)

ニ. 電話番号(日中連絡先)

ホ. 取扱販売会社および部署・支店名、口座番号\*

ヘ. ファンド名および口数

ト. 異議ある旨(記載例-「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」について、平成 24 年 12 月 12 日に信託約款変更することに異議を申立てます。)

\* 本ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方、あるいは複数の販売会社で口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、部署・支店名、口座番号をご記入ください。

備考

※ 保有口数等の確認のため、取扱販売会社が管理するお客さまに関する情報の一部を、弊社が共有させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、これによって得た個人情報の利用は、当該目的に限るものとし、それ以外の目的には利用いたしません。

※ ご記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 5. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて

信託約款変更が決定された場合において、異議のお申立てをされた受益者は、後記の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます(信託約款変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、異議のお申立てをされた受益者の皆さまにあらためてご案内させていただきます)。

また、異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

### <買取請求の手続き>

- ① 買取請求期間 平成 24 年 12 月 12 日～平成 25 年 1 月 4 日
- ② 委託会社より異議申立受益者に対し「買取請求のご案内」および「投資信託受益権買取請求書」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を経由して受託銀行へ買取請求必要書類を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類の受理
- ⑦ 当該信託財産による買取の実行
- ⑧ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込み

前記の買取請求は、異議申立受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(前記⑥)の翌営業日の基準価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます(税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります)。

買取代金につきましては、お客さまにご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。なお、振込手数料はお客さま負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます(当該郵送費につきましてもお客さま負担となります)。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

以上

このお知らせに関するお問合せ先:

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900(フリーダイヤル)

(委託会社の営業日の 9:00～17:00)

## TCW ファンズ-MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド(XJ シェアクラス)投資信託証券の概要

ファンド名	TCW ファンズ-MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド(XJ シェアクラス)
形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(円建)
設定日	平成 25 年 1 月 9 日(予定)
基本方針	米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンを最大化を目指して運用を行います。
投資対象	① 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とします。 ② 外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等のデリバティブを活用します。
投資方針	① 原則として、純資産総額に借入金額を合算した額の 80%以上を米国のハイイールド債に投資します。 ② 通常、ポートフォリオのデュレーションは 2～8 年程度、償還年限は 2～15 年程度となります。 ③ 米国および世界のハイイールド債の中から割安な銘柄に注目します。 ④ 原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 原則として、バンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ② デフォルトした債券に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行います。
ベンチマーク	バークレイズ US コーポレート・ハイ・イールド・インデックス 2%イシューアークャップ
運用管理費用	純資産総額に対して年率 0.70%の率を乗じて得た額とします。
投資顧問会社	TCW インベストメント・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社

\* 上記は平成 24 年 11 月 5 日現在の情報に基づくものであり今後変更される場合があります。